

第 1 編 総規(大月都留広域事務組合理約)

第 1 章 組合設立

○大月都留広域事務組合理約

	(昭和 40 年 7 月 20 日組合理約第 1 号)
改正	昭和 40 年 12 月 6 日組合理約第 2 号
	昭和 44 年 12 月 20 日組合理約第 3 号
	昭和 46 年 6 月 14 日組合理約第 1 号
	昭和 48 年 3 月 29 日組合理約第 1 号
	昭和 48 年 7 月 30 日組合理約第 2 号
	昭和 63 年 7 月 9 日組合理約第 1 号
	平成 3 年 1 月 29 日組合理約第 1 号
	平成 14 年 12 月 1 日組合理約第 1 号
	平成 15 年 8 月 20 日組合理約第 1 号
	平成 19 年 4 月 1 日組合理約第 1 号
	令和 5 年 2 月 15 日組合理約第 1 号

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、大月都留広域事務組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、大月市及び都留市(以下「両市」という。)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次に掲げる施設の建設及び管理運営に関する事務を共同処理する。

- (1) ごみ処理場
- (2) し尿処理場
- (3) 最終処分場
- (4) 地区公園
- (5) 体育施設

(組合事務所の設置)

第 4 条 組合の事務所は、大月市初狩町中初狩 3274 番地に置く。

(組合の議会)

第 5 条 組合の議会の議員の定数は、10 人とし、両市の議会において、その議員のうちから選挙された者各 5 人をもって議員とする。

2 組合議員の任期は、両市の議会議員の任期とする。

3 議員に欠員を生じたときは、当該市の議会は直ちに補欠議員の選挙を行わなければならない。

4 組合の議会は、議員の中から議長及び副議長 1 人を選出する。

(組合の執行機関)

第 6 条 組合に組合長 1 人、副組合長 3 人及び会計管理者 1 人を置く。

2 組合長は、両市の長の職にある者を 2 年ごとに交互に充てる。

3 副組合長は、組合長以外の長及び両市の副市長とする。

4 会計管理者は、組合長の属する市の会計管理者をもって充てる。

(監査委員)

第 7 条 組合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合議員の同意を得て、組合議会の議員及び知識経験を有する者のうちから、各 1 人を選任する。

3 知識経験を有する者のうちから選任される者の任期は 2 年とし、議員のうちから選任される者の任期は議員の任期とする。

(職員)

第 8 条 組合に必要な職員を置き、組合長がこれを任免する。

(経費の支弁方法)

第9条 組合の経費は、両市の分担金補助金及びその他の収入をもって支弁する。

2 施設の建設に要する分担金は、両市の協議に基づいて組合議会が議決した負担割合とする。

3 運営に要する分担金は、毎会計年度の前年度に属する1月1日現在の人口割、前年の利用人口割及び均等割によって、組合の議会の議決により、両市が負担する。

4 負担金の納期納入の方法は、組合長の定めるところによる。

附 則

この規約は、山梨県知事の許可があった日から施行する。

附 則(昭和40年12月6日組合規約第2号)

この規約は、山梨県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和44年12月20日組合規約第3号)

この規約は、山梨県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和46年6月14日組合規約第1号)

この規約は、山梨県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和48年3月29日組合規約第1号)

この規約は、山梨県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和48年7月30日組合規約第2号)

この規約は、山梨県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(昭和63年7月9日組合規約第1号)

この規約は、山梨県知事の許可があった日から施行する。

附 則(平成3年1月29日組合規約第1号)

この規約は、山梨県知事の許可があった日から施行する。

附 則(平成14年12月1日組合規約第1号)

この規約は、平成14年12月1日から施行する。

附 則(平成15年8月20日組合規約第1号)

この規約は、山梨県知事の許可があった日から施行する。

附 則(平成19年4月1日組合規約第1号)

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規約の施行の際現に収入役である者は、その在職期間に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則(令和5年2月15日組合規約第1号)

この規約は、令和5年4月1日から施行する。